



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

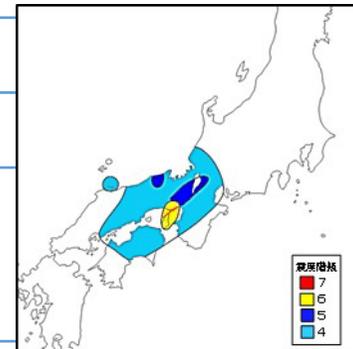
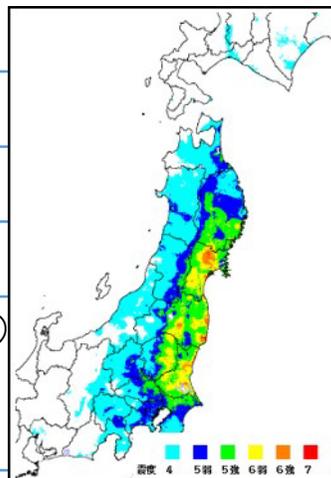
復興加速化への取組

令和4年9月16日

復興大臣 秋葉 賢也

I . 東日本大震災の概要

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害, 多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,759名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,568名、福島3,931名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,006棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,435棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—



(参考) 東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	3.2万人 【令和4年8月】 (うち福島県全体の避難者数:2.9万人)
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	0.1万人 【令和4年8月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km(100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※調整中及び帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸(100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸(100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	12兆2,487億円 【令和元年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,660ha (津波被災農地面積)	18,630ha(95%) 【令和4年1月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	322km ² (28%) 【令和4年8月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	12か国・地域 (撤廃43か国・地域) 【令和4年8月】

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興状況

地震・津波被災地域は、住まいの再建や復興まちづくり等が概ね完了
今後は、被災者の心のケアなど残された課題に取り組むことが必要

1. 被災者支援

- ・避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等の状況に応じた切れ目のない支援を実施
- ・今後も、高齢者等の見守り、心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくり、子どもへの支援等のきめ細かい支援を継続



新たな高台団地でのコミュニティ形成支援

2. 住まいとまちの復興

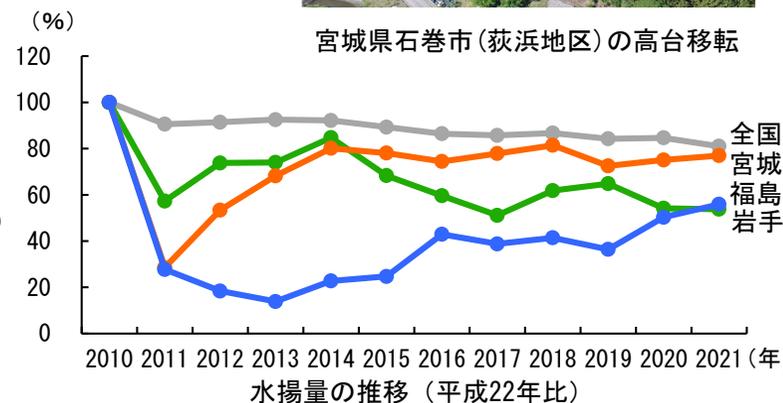
- ・高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了
復興道路・復興支援道路、被災した鉄道が、いずれも全線開通
※BRTによる復旧を含む
- ・土地区画整理等による造成宅地や移転元地の活用について、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援



宮城県石巻市(荻浜地区)の高台移転

3. 産業・生業の再生

- ・生産設備は概ね復旧しているが、被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に遅れ
- ・水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援



Ⅲ. 原子力災害被災地域の復興状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画に基づき対応

2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・帰還困難区域の6町村の「特定復興再拠点区域」において、除染やインフラ整備等を推進。拠点区域外への帰還・居住についても、基本方針に基づき、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。
- ・移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大等による、復興を支える新たな活力の呼び込み

4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進
- ・創造的復興の中核拠点としての福島国際研究教育機構新設に向けた、基本構想及び基本計画の具体化

5. 農林水産業の再生

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成の推進）
- ・漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

6. 風評払拭

- ・令和3年8月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ
- ・今後、風評被害の払拭等に向けた情報発信の手法を検討する有識者会議を立ち上げ予定

Ⅲ 1. 特定復興再生拠点区域の整備

- 福島特措法において、帰還困難区域で**避難指示解除を可能とする復興拠点を定める計画**を規定
- 帰還困難区域を有する6町村で拠点区域が設定され、2022年(令和4年8月)時点で双葉町、大熊町、葛尾村の避難指示が解除済。富岡町、浪江町、飯舘村についても、**2023年(令和5年)春頃**の避難指示解除に向けて、除染やインフラ整備等を推進

【避難指示解除】

双葉町

2022年(令和4年)8月解除



大熊町

2022年(令和4年)6月解除



葛尾村

2022年(令和4年)6月解除



【避難指示解除目標:2023年(令和5年)春頃】

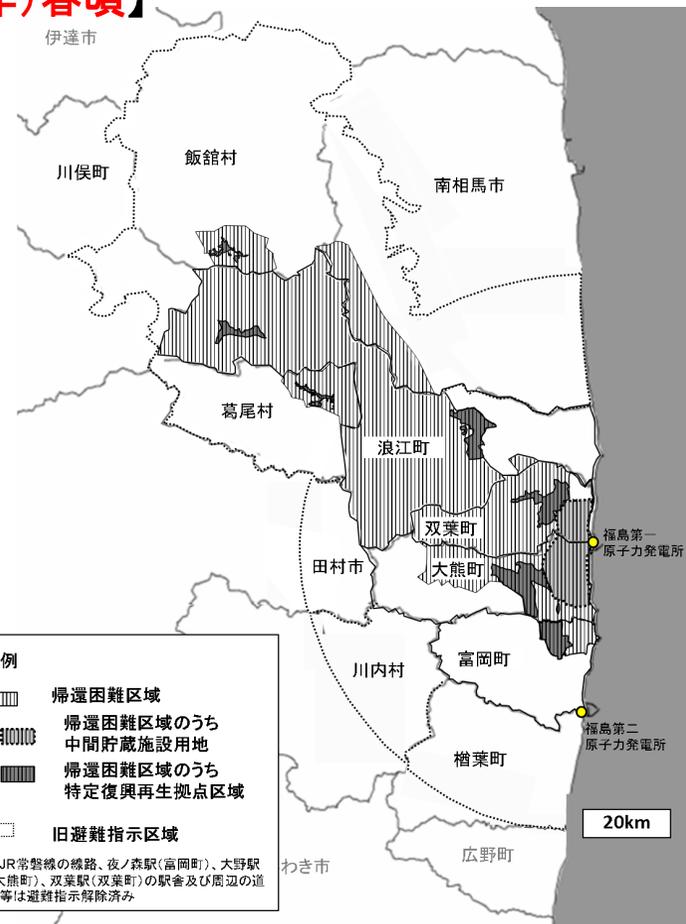
富岡町



浪江町



飯舘村



凡例
 ■■■■■ 帰還困難区域
 ■■■■■ 帰還困難区域のうち
 中間貯蔵施設用地
 ■■■■■ 帰還困難区域のうち
 特定復興再生拠点区域
 □□□□□ 旧避難指示区域
 ※JR常磐線の総路、夜ノ森駅(富岡町)、大野駅(大熊町)、双葉駅(双葉町)の駅舎及び周辺の道路等は避難指示解除済み

避難指示区域の概念図 (令和2年3月10日時点)

Ⅲ 2. 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた基本的方針

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。